

IV 損益通算の特例

第1 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の創設

1 上場株式等の配当等の源泉徴収選択口座への受入れ

(1) 源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の区分計算

源泉徴収選択口座を有する居住者等が支払を受ける源泉徴収選択口座内配当等については、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされました(措法37の11の6①、措令25の10の13①)。

この配当所得の区分計算をする場合において、配当等の交付を受けた日又は支払の確定した日(無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その支払を受けた日)の属する年分の配当所得の金額の計算上、その配当等の収入金額から控除する配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子の額のうちそれぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得と源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の双方の配当所得を生ずべき株式等を取得するために要した金額(以下「共通負債利子の額」といいます。)があるときは、その共通負債利子の額は、これらの配当所得を生ずべき株式等の取得に要した金額その他の合理的と認められる基準によりその源泉徴収選択口座内配当等に係る負債の利子の額と源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る負債の利子の額とに配分するものとされています(措令25の10の13①後段)。

(2) 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出

特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座を開設している居住者等でその支払を受ける上場株式等の配当等についてこの特例を適用しようとする者は、一定の事項を記載した源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書(以下「受入開始届出書」といいます。)を、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません(措法37の11の6②、措令25の10の13②)。

【源泉徴収選択口座内配当等】

源泉徴収選択口座内配当等とは、居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等のうち、その居住者等がその源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等と締結した上場株式配当等受領委任契約に基づきその源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられたものをいいます(措法37の11の6①)。

【特定上場株式配当等勘定】

特定上場株式配当等勘定とは、上場株式配当等受領契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等について、その上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます(措法37の11の6④二)。

なお、特定上場株式配当等勘定においては、その特定上場株式配当等勘定が設定された源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に係る金融商品取引業者等の振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。)に記載等がされている上場株式等の配当等を受け入れることができます。この場合、その上場株式等は特定

口座で管理されているものだけでなく、特定口座以外の口座で管理されているものの配当等についても受入れ可能とされています。

(3) 上場株式等の配当等の源泉徴収選択口座への受入れ

受入開始届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その受入開始届出書を提出した居住者等に対して支払われる上場株式等の配当等でその受入開始届出書の提出を受けた日以後に支払の確定するもの(無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配にあつては、同日以後に支払われるもの)のうちその金融商品取引業者等が支払の取扱いをするもの(一定の要件を満たすものに限ります。)のすべてを、その居住者等の源泉徴収選択口座に係る特定上場株式配当等勘定に受け入れなければなりません(措法 37 の 11 の 6③)。

(4) 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書の提出

受入開始届出書を提出している居住者等が、その提出後、その提出を受けた金融商品取引業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき本特例の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、特定口座廃止届出書を提出する場合を除き、一定の事項を記載した源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書(以下「受入終了届出書」といいます。)を、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません(措法 37 の 11 の 6③、措令 25 の 10 の 13④)。

なお、受入終了届出書の提出があった場合には、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長に係る金融商品取引業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当等でその提出があった日以後に支払の確定するもの(無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配にあつては、同日以後に支払がされるもの)に係る配当所得については、この特例は適用しないこととされています(措令 25 の 10 の 13⑤)。

2 源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収に関する特例

(1) 源泉徴収選択口座における上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算

金融商品取引業者等が居住者等に対してその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、その源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除(損益通算)した残額に対して源泉徴収税率を乗じて計算した金額とすることとされました(措法 37 の 11 の 6⑥、措令 25 の 10 の 13⑧)。

なお、この特例を適用した源泉徴収選択口座内配当等についても、配当所得の申告不要の特例(措法 8 の 5)を適用することができます。

※ 源泉徴収口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例は、源泉徴収税額の計算の特例であるため、源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算が行われた場合であっても、これらの配当等又は譲渡損失について確定申告をする場合には、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の金額は、損益通算前の金額により計算することとなります。

○ 源泉徴収選択口座内配当等から控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額

源泉徴収選択口座内配当等から控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額は、次に掲げる金額の合計額です。

① その年中にしたその源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額

※ 上記の損失の金額は、その損失の金額のうち、その年中にその源泉徴収選択口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額がある場合には、その雑所得等の金額から控除してもなお控除しきれない金額となります(措令 25 の 10 の 13①)。

② その年中にその源泉徴収選択口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額

※ 上記の損失の金額は、その損失の金額のうち、その年中にしたその源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額がある場合には、その譲渡所得等の金額から控除してもなお控除しきれない金額となります(措令 25 の 10 の 13②)。

○ 納付すべき所得税の額の計算

源泉徴収選択口座において、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した残額に対して徴収して納付すべき所得税の額は、その控除した残額の次に掲げる配当等の区分に応じ、それぞれ次により計算した金額の合計額とされます(措令 25 の 10 の 13⑧)。

① 租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等

その国外投資信託等の配当等について、同条第 3 項の規定に基づき源泉徴収税率を乗じて計算した所得税の額

② 租税特別措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等

その国外株式の配当等について、同条第 2 項の規定に基づき源泉徴収税率を乗じて計算した所得税の額

③ 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等

その上場株式等の配当等について、同項の規定に基づき源泉徴収税率を乗じて計算した所得税の額

※ 1 上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除は、源泉徴収選択口座内配当等の額の合計額と上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額で行うため、源泉徴収選択口座内配当等に、上記①から③までに掲げる配当等のうち二以上の配当等がある場合において、上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をどの配当等から控除するか(順番)は、金融商品取引業者等の任意となります。

※ 2 上記①から③までの計算において適用する源泉徴収税率には、上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等(15%)の特例(措法 9 の 3)の適用があります。

○ 控除後の税額が控除前の税額の合計額よりも多くなる場合

源泉所得税の額を計算する際に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額は切り捨てることとされています(通法 119③、通令 40④)。

一方、この特例により源泉徴収選択口座内配当等についての源泉所得税の額を計算する場合には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から上場株式等に係る譲渡損失の

金額を控除した残額に源泉徴収税率を乗じて計算することとされているため、配当等を交付する際には1円未満の端数として切り捨てられた税額も納付税額として反映されることとなり、その結果、その源泉徴収選択口座において計算された上場株式等に係る譲渡損失の金額が少額なときには、通算前の源泉所得税の額の合計額よりも通算後の源泉所得税の方が多くなる場合が生じます。このような場合には、実際に徴収した源泉所得税の額が控除後(損益通算後)の源泉所得税の額に満たないこととなりますが、その満たない部分の金額に相当する源泉所得税については、これを徴収して納付することは要しないこととされています(措令25の10の13⑨)。

【参考例】毎月分配がある投資信託の場合(15%の本則税率の例) (年末に処理)

		3月 ○日	5月 ○日	・・・	12月 ○日	年間 合計	通算	納税者 へ還付	納付
配当 所得	収入金額	50	50	・・・	50	① 600	①+③=⑤ 590	-	-
	源徴税額 (15%)	7(※1)	7	・・・	7	② 84	⑤×15%=⑥ 88	②-⑥ 0	② 84(※2)
譲渡 所得	収入金額	-	-	・・・	△10	③ △10			
	源徴税額 (15%)	-	-	・・・	0	④ 0			

※1 上記の例では、配当等の額50に対する税額は7.5となりますが、源泉所得税に係る税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとされているため(通法119③、通令40①)、7として計算します。

※2 上記の例では、通算後の税額(⑥)は88となり、通算前の年間の配当等に係る源泉徴収税額の合計額(②)84よりも多くなりますが、その超える部分の4については、徴収して納付することを要しないこととなります(措令25の10の13⑨)。

(2) 還付すべき所得税額の計算

居住者等に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に金融商品取引業者等がその源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に既に徴収した所得税の額が上記(1)の「納付すべき所得税の額の計算」により計算した所得税の額を超えるときは、その金融商品取引業者等は、その居住者等に対し、その超える部分の金額に相当する所得税を還付しなければなりません(措法37の11の6⑦)。

(3) 源泉徴収選択口座内配当等について源泉徴収した所得税の納期の特例

源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等が、源泉徴収選択口座内配当等について源泉徴収した所得税の額の納期限は、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とされました(措法37の11の6⑤)。

この納期の特例の対象となる所得税は、源泉徴収選択口座内配当等について、租税特別措置法第8条の3第3項(同条第2項第2号に係る部分に限ります。)、第9条の2第2項又は第9条の3の2第1項の規定に基づき徴収した源泉所得税です。

ただし、その源泉徴収選択口座について次に掲げる事由が生じた場合には、翌年1月10日ではなく、それぞれ次に定める日までに源泉徴収選択口座内配当等について徴収した所得税を国に納付

しなければなりません(措令 25 の 10 の 13⑦、25 の 10 の 11②)。

- ① その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の事業の譲渡によりその源泉徴収選択口座に関する事務がその譲渡を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管された場合
その譲渡の日の属する月の翌月 10 日
- ② その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の会社分割によりその源泉徴収選択口座に関する事務がその会社分割による資産及び負債の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管された場合
その会社分割の日の属する月の翌月 10 日
- ③ その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等が解散又は事業の廃止をした場合
その解散又は廃止の日の属する月の翌月 10 日
- ④ その源泉徴収選択口座につき特定口座廃止届出書の提出があった場合
その提出があった日の属する月の翌月 10 日
- ⑤ その源泉徴収選択口座につき特定口座開設者死亡届出書の提出があった場合
その提出があった日の属する月の翌月 10 日

【参考例】 A 証券から B 証券へ事業譲渡があった場合の源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収税額の計算 (税率 10%(所得税 7%、住民税 3%) の例)

居住者甲		A 証券			⇒	B 証券				
		3 月 ○日	5 月 ○日	合計		10 月 ○日	年間 合計	通算	納税者 へ還付	納付
配当 所得	収入金額	1,000	—	1,000	特定 口座 を 承継	—	1,000	—	—	—
	源徴税額(10%)	100	—	100		—	100	—	—	—
譲渡 所得	収入金額	—	△600	△600		1,500	900	—	—	—
	源徴税額(10%)	—	—	—		90	90	—	—	<u>90</u>

居住者乙		A 証券			⇒	B 証券				
		2 月 ○日	4 月 ○日	合計		9 月 ○日	年間 合計	通算	納税者 へ還付	納付
配当 所得	収入金額	2,000	—	2,000	特定 口座 を 承継	—	2,000	△3,000	—	—
	源徴税額(10%)	200	—	200		—	200	0	<u>△200</u>	0
譲渡 所得	収入金額	—	3,000	3,000		△8,000	△5,000	—	—	—
	源徴税額(10%)	—	300	300		<u>△300</u>	—	—	<u>△300</u>	—

＜ A 証券の源泉徴収 ＞

源泉徴収選択口座の事務を移管した A 証券は、事業譲渡があった日の翌月 10 日までに源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉所得税を納付しなければなりません(措令 25 の 10 の 13⑦、25 の 10 の 11②一)。

また、事業譲渡による納付の場合は、損益通算は行わないで計算した源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉所得税を納付することとなります(措令 25 の 10 の 13⑧)。

＜ B 証券の源泉徴収税額の計算 ＞

甲の納付分(90) - 乙への還付分(△500) = △410 (措令 25 の 10 の 13⑮、25 の 10 の 11⑨)

→ B 証券は、410 を還付請求(措令 25 の 10 の 13⑮、25 の 10 の 11⑨)

3 その他

(1) 収入金額とすべき金額についての特則

源泉徴収選択口座内配当等については、その年分の配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額を、その年においてその源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等から交付を受けた金額とすることとされ、金融商品取引業者等から交付を受けた日に収入金額として計上することとされました(措法 37 の 11 の 6 ⑧)。

なお、源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係るその年分の配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額とされています(所法 36①)。

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息(以下「剰余金の配当等」といいます。)について、その収入すべき時期は、その剰余金の配当等について定めたその効力を生ずる日となります(その効力を生ずる日を定めていない場合には、その剰余金の配当等を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日となります)(所基通 36-4)。また、信託期間中の投資信託の収益の分配については、収益計算期間の満了の日となります。ただし、無記名株式等の剰余金の配当等又は無記名の投資信託の受益証券の収益の分配については、その年において支払を受けた金額となります(所法 36③)。

(2) 配当所得の申告不要の特例の適用についての特則

上場株式等の配当等については、総所得金額又は上場株式等に係る配当所得の金額等の計算上、その上場株式等に係る配当所得の金額の一部又は全部を除外したところにより、確定申告等を行うことができる配当所得の申告不要の特例が講じられています(措法 8 の 5)。

源泉徴収選択口座内配当等についてこの申告不要の特例を適用する場合には、次のような特例が設けられました。

○ 特例の適用単位

源泉徴収選択口座内配当等についてこの申告不要の特例を適用する場合には、前記 1 (1)により区分計算されたその源泉徴収選択口座においてその年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額ごと(源泉徴収選択口座単位)に行うこととされました(措法 37 の 11 の 6 ⑨)。

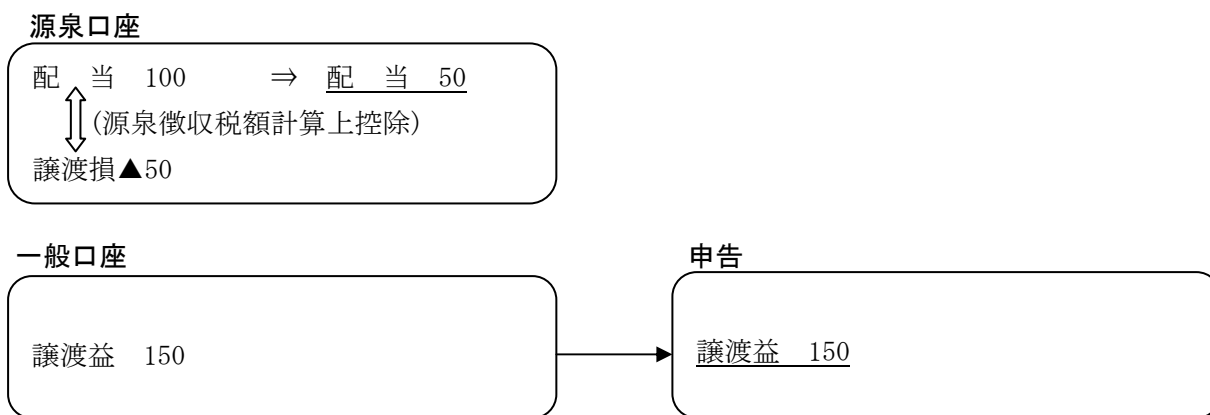
なお、二以上の源泉徴収選択口座において源泉徴収選択口座内配当等を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座ごとにこの申告不要の特例の適用を選択することができます。

○ 源泉徴収選択口座における上場株式等に係る譲渡損失の金額について配当所得の申告不要の特例を適用しない場合

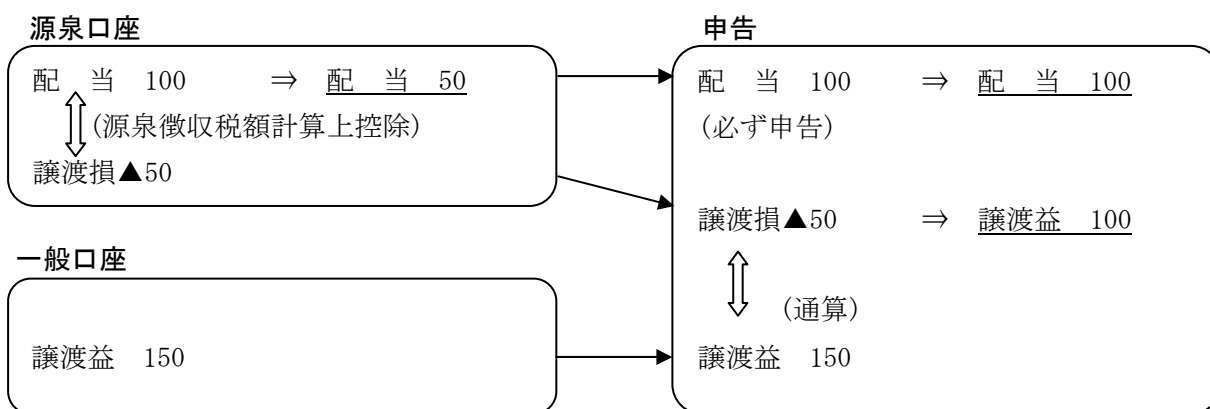
源泉徴収選択口座における損益通算の特例により金融商品取引業者等が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額の計算上その居住者等が有する源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した上場株式等に係る譲渡損失の金額につき特定口座内保管上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の特例(措法 37 の 11 の 5)の適用を受けない場合には、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額については、上場株式等の配当等に係る申告不要の特例(措法 8 の 5 ①②)を適用せず、その譲渡損失の金額と併せて確定申告を行い、その上場株式等の配当等に対する所得税を納付しなければならないこととされました(措法 37 の 11 の 6 ⑩)。

○ 上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算の例

① 源泉徴収選択口座内の譲渡損を申告不要とする場合

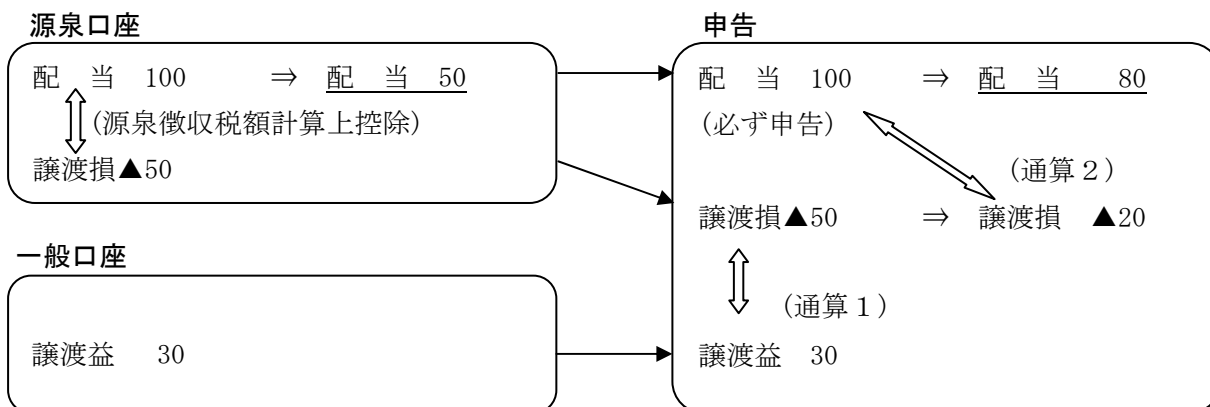


② 源泉徴収選択口座内の譲渡損を申告する場合(配当との損益通算なし)



(注) 申告をする場合は、所得金額を通算前(②の例では、配当 100、譲渡損 ▲50)にリセットしたところで計算し直すこととなります。

③ 源泉徴収選択口座内の譲渡損を申告する場合(配当との損益通算有り)



(注) 申告をする場合は、所得金額を通算前(③の例では、配当 100、譲渡損 ▲50)にリセットしたところで計算し直すこととなります。

第2 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の改正

(改正後：上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

1 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算制度の創設

確定申告書を提出する居住者等の平成21年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その上場株式等に係る譲渡損失の金額は、上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除することとされました(措法37の12の2①)。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の金額

「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とは、居住者等が、「上場株式等の一定の譲渡をしたことにより生じた損失の金額」のうち、その者のその譲渡をした日の属する年分の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額」をいいます(措法37の12の2②)。

(注) 上記の「上場株式等の一定の譲渡」の範囲は、改正前の上場株式等の譲渡損失の繰越控除並びに上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例(旧措法37の11)及び平成21年から平成23年までの間における上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例措置(平成21年改正後の平成20年改正法附則43②)における譲渡の範囲と同様です(措法37の12の2②、措令25の11の2④～⑥)。

① 「上場株式等の一定の譲渡をしたことにより生じた損失の金額」の計算

「上場株式等の一定の譲渡をしたことにより生じた損失の金額」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の金額をいいます(措令25の11の2①)。

(注) 後述する「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用上も同様の取扱いとなります。

イ その損失の金額が、事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等の譲渡をしたことにより生じたものである場合

上場株式等の譲渡による事業所得又は雑所得と上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算をした場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額

※ 上場株式等の譲渡をした日の属する年分の株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうち上場株式等の譲渡と上場株式等以外の株式等の譲渡の双方に関連して生じた「共通必要経費の額」があるときは、その共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額などその業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより按分して、それぞれの所得の金額の計算上控除することとなります(措規18の14の2①)。

ロ その損失の金額が、譲渡所得の基因となる上場株式等の譲渡をしたことにより生じたものである場合

その上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額

② 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額」の計算

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額」とは、上場株式等の譲渡をした日の属する年分の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額」のうち、「特定譲渡損失の金額」の合計額に達するまでの金額をいいます(措令25の11の2②)。

この「特定譲渡損失の金額」とは、その年中の株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生

じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る上記①のイ及びロに掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいいます(措令 25 の 11 の 2 ③)。

(2) 上場株式等に係る配当所得の金額

上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができる「上場株式等に係る配当所得の金額」は、上場株式等に係る配当所得の課税の特例(措法 8 の 4)による申告分離課税を選択したもののみとなります(措法 37 の 12 の 2 ①)。

したがって、上場株式等に係る配当所得について、総合課税を選択して申告をした年分については、この損益通算の適用はできません。

(注) 後述する「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用上も同様の取扱いとなります。

(3) 損益通算の適用をする場合の手続き

この損益通算の適用をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付しなければなりません(措法 37 の 12 の 2 ③)。

(注) この場合における確定申告書には、所得税法上の確定申告書(確定所得申告書、還付申告書及び確定損失申告書並びにこれらの期限後申告書を含みます。)のほか、次に掲げる申告書が含まれます(措法 37 の 12 の 2 ①)。

① その年の翌年以後において「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」(措法 37 の 12 の 2 ⑥)の適用を受けようとする場合で、所得税法上の確定申告書を提出すべき場合及び還付申告書又は確定損失申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合に提出することができる確定損失申告書(措法 37 の 12 の 2 ⑩)

② 「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除(エンジェル税制)」(措法 37 の 13 の 2 ④)において提出することができる確定損失申告書(措法 37 の 13 の 2 ④⑦)

≪損益通算の適用をする場合に確定申告書に添付しなければならない「一定の書類」≫

この「一定の書類」とは、以下の書類をいいます(措規 18 の 14 の 2 ②)。

① 上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書

② 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(注) ただし、上記②の明細書は、次の場合には、それぞれ次の書類となります(後述する「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の場合も同様です。)

イ その年中に特定口座における株式等の譲渡しかなく、その年分の確定申告書に、上記②の明細書に代えて「特定口座年間取引報告書」(2以上の特定口座がある場合には、それぞれの特定口座に係る特定口座年間取引報告書及びこれらの特定口座年間取引報告書の合計表。以下同じ。)を添付する場合 その「特定口座年間取引報告書」

ロ その年中に特定口座における株式等の譲渡とそれ以外の株式等の譲渡があり、その年分の確定申告書に、記載を省略した上記②の明細書と「特定口座年間取引報告書」とを添付する場合 その上記②の明細書及び「特定口座年間取引報告書」

なお、税務署長は、上記の確定申告書の提出がなかった場合又は上記の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合であっても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び上記の書類の提出があつた場

合に限り、損益通算を適用することができます(措法 37 の 12 の 2④)。

(4) 他の規定との調整等

申告分離課税の対象となる「上場株式等に係る配当所得の金額」は、この損益通算の適用後の金額となります(措法 37 の 12 の 2⑤、平成 20 年改正法附則 32③)。

なお、この損益通算の適用がある場合には、所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金額」等についても、この損益通算の適用後の金額を基礎として計算することになります(措法 37 の 12 の 2⑤により読み替えられた後の措法 8 の 4③一、措令 25 の 11 の 2⑮⑳、平成 20 年改正措令附則 26②)。

2 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の改正

平成 21 年分以後の所得税について、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象に上場株式等に係る配当所得の金額が追加され、居住者等が、上場株式等に係る譲渡損失の金額(この特例の適用を受けて前年以前において控除されたものを除きます。)を有する場合には、一定の要件の下で、その上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の翌年以後 3 年内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することとされました(措法 37 の 12 の 2⑥、平成 20 年改正法附則 47)。

(注) 平成 20 年以前の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で平成 21 年以後に繰り越されるものについても、平成 21 年以後の各年分の上場株式等に係る配当所得の金額から控除することができます。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算方法の改正

上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算制度が導入されたことに伴い、繰越控除の対象となる「上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「上場株式等の一定の譲渡をしたことにより生じた損失の金額」のうち、その譲渡をした年分の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額とその年における上場株式等に係る配当所得の金額との損益通算後の金額」とされました(措法 37 の 12 の 2⑦)。

① 「上場株式等の一定の譲渡をしたことにより生じた損失の金額」の計算

「上場株式等の一定の譲渡をしたことにより生じた損失の金額」は、上記 1(1)①の損益通算制度に係る「上場株式等の一定の譲渡をしたことにより生じた損失の金額」と同じ金額になります(措令 25 の 11 の 2⑨)。

② 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額」の計算

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額」とは、上場株式等の譲渡をした日の属する年分の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額」のうち、「特定譲渡損失の金額」の合計額に達するまでの金額をいうこととされていましたが(旧措令 25 の 11 の 2②)、この「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額」のうちに、この特例の対象となる上場株式等の譲渡により生じた損失の金額といわゆるエンジェル税制の対象となる特定株式の譲渡により生じた損失の金額とがある場合には、どちらの損失の金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額」として優先的に認識するかということについては、定められていませんでした。つまり、その年の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額として翌年に繰り越す損失の金額がいずれの譲渡損失の

金額からなるものかについての規定はなく、納税者の選択に委ねられていました。

しかし、この点については、上場株式等に係る譲渡損失について上場株式等に係る配当所得との繰越控除を行うことが可能となったことに伴い、上場株式等に係る譲渡損失の金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額」として優先的に認識することとされました（措令 25 の 11 の 2 ⑩、25 の 12 の 2 ⑨）。

つまり、上場株式等以外の株式等の譲渡による譲渡所得等の金額から、エンジェル税制の対象となる特定株式に係る譲渡損失の金額を先に控除することにより、上場株式等に係る譲渡損失の金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額」として優先的に認識できることとなりました。

この結果、上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができる上場株式等に係る譲渡損失の金額が多く残ることとなります。

(注 1) この考え方は、上記 1(1)②の損益通算制度に係る「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額」についても同様となります。

(注 2) この「特定譲渡損失の金額」は、上記 1(1)②の損益通算制度に係る「特定譲渡損失の金額」と同じ金額になります(措令 25 の 11 の 2 ⑩)。

【参考】繰越控除の対象となる「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の計算例

この事例は、具体的な損益を次のように想定しています。

① 上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額	・・・	100 万円
② エンジェル税制の対象となる特定株式の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額	・・・	50 万円
③ 上場株式等以外の株式等の譲渡による譲渡所得の金額	・・・	70 万円
④ 上場株式等に係る配当所得の金額	・・・	30 万円

この場合、

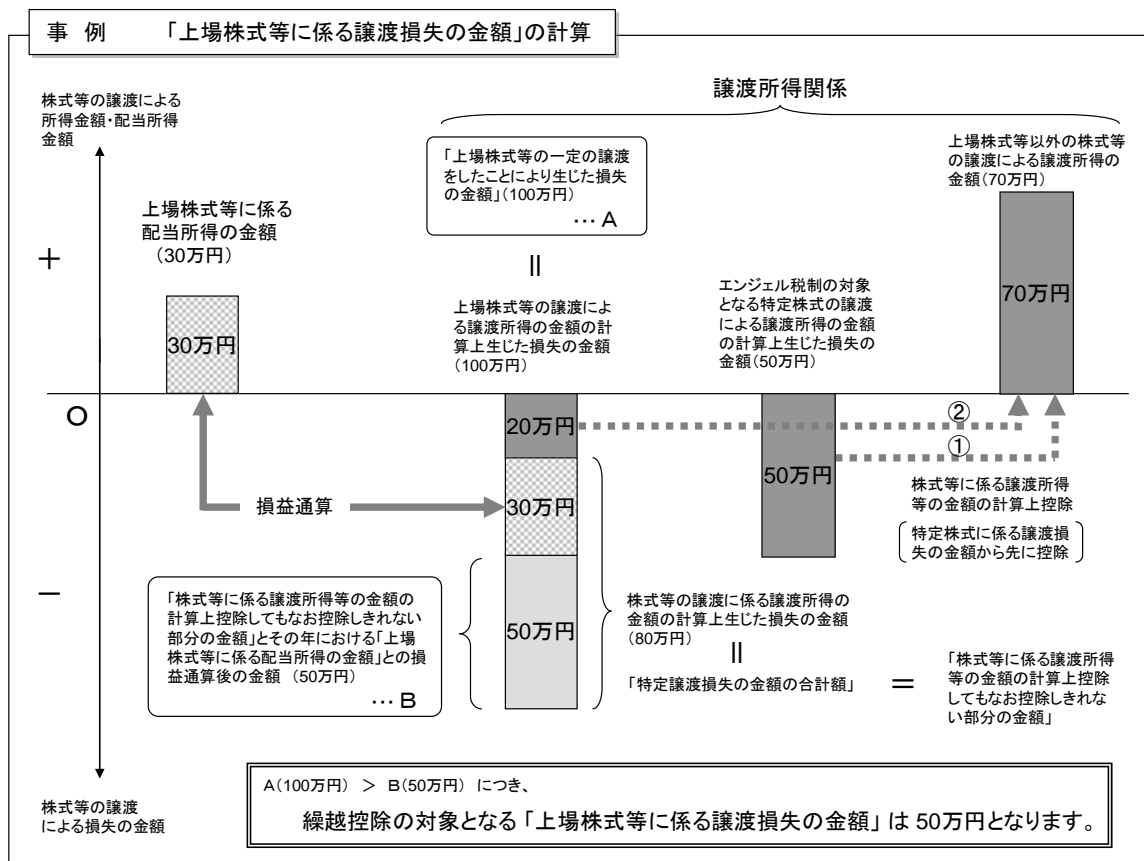
A 「上場株式等の一定の譲渡をしたことにより生じた損失の金額」(=①)

・・・ 100 万円

B 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額とその年における上場株式等に係る配当所得との損益通算後の金額」{①－(③－②)－④}

・・・ 50 万円

となり、繰越控除の対象となる「上場株式等に係る譲渡損失の金額」は50 万円になります。



(2) 上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越控除の方法

上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越控除は、次の順序により行います(措令 25 の 11 の 2 ⑧)。

- ① 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年以前3年内の2以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除します。
- ② 上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額(「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除(エンジェル税制)」(措法 37 の 13 の 2 ④)の適用がある場合には、その適用後の金額)及び上場株式等に係る配当所得の金額があるときは、その上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得の金額から控除します。

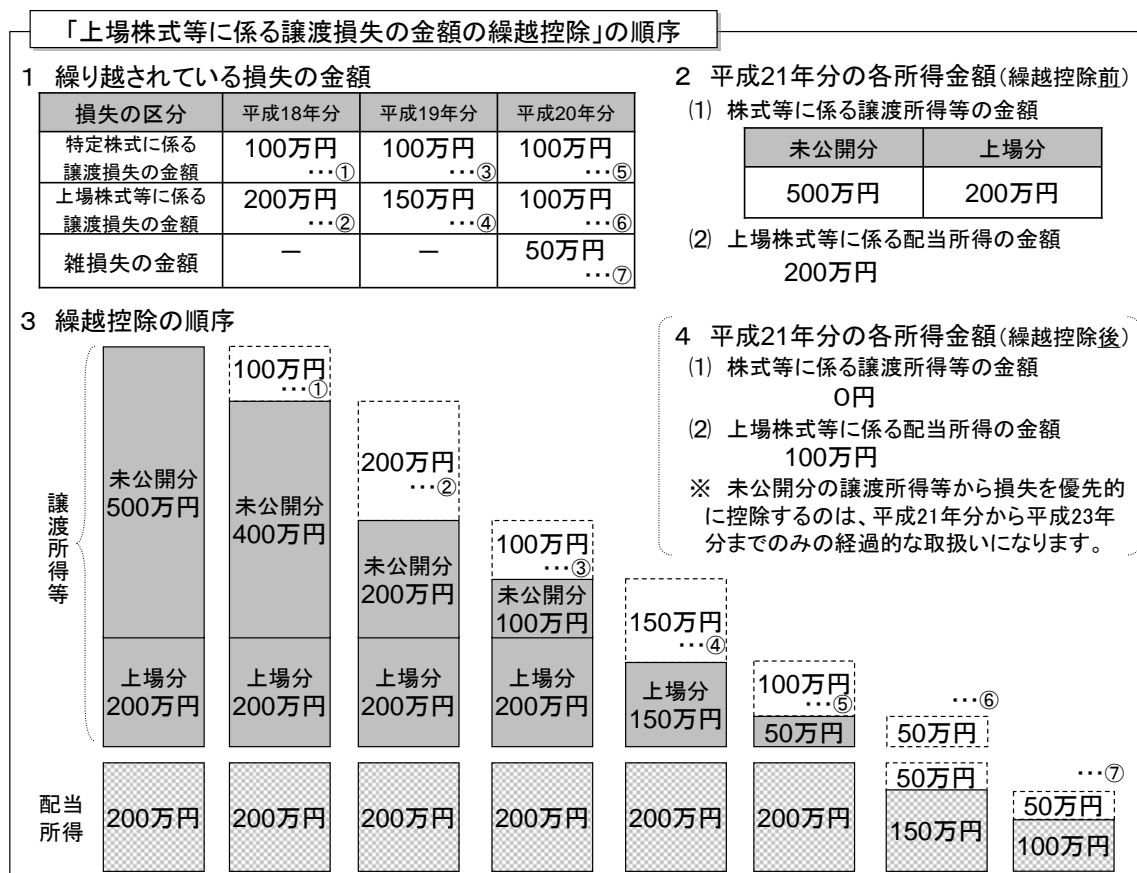
平成 21 年から平成 23 年までににおける経過的取扱い

平成 21 年から平成 23 年までにおいて、株式等に係る譲渡所得等の金額のうち上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、その上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します(平成 20 年改正措令附則 26①)。

なお、平成 21 年から平成 23 年までにおいて、株式等に係る譲渡所得等の金額のうち上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合に、それらからエンジェル税制の対象となる特定株式に係る譲渡損失の金額(措法 37 の 13 の 2 ④)を控除するときにおいても、上記経過措置と同様の取扱いとなります(平成 20 年改正措令附則 28②、措令 25 の 12 の 2 ⑥)。

- ③ 雑損失の繰越控除(所法 71①)が行われる場合には、まず上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を行った後、雑損失の繰越控除を行います。

【参考】「上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越控除」の順序の具体例



(3) 繰越控除の適用をする場合の手続き

この繰越控除の適用をするためには、以下の全ての要件を満たさなくてはならないこととされています(措法 37 の 12 の 2 ⑧)。

- ① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき一定の書類の添付がある確定申告書を提出すること
- ② その後において連続して確定申告書を提出すること
- ③ この繰越控除の適用をしようとする年分の確定申告書に一定の書類を添付すること

≪繰越控除の適用をする場合に確定申告書に添付しなければならない「一定の書類」≫

この「一定の書類」とは、以下の書類をいいます(措規 18 の 14 の 2 ②～④)。

イ 控除を受ける金額の計算に関する明細書

(注) 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後年に株式等の譲渡がない場合でも、その年の翌年以後にこの繰越控除制度の適用をしようとするときは、確定申告書に上記イの明細書を添付する必要があります。

ロ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(注) ただし、上記ロの明細書は、次の場合には、それぞれ次の書類となります(前述した「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算」の場合と同様です)。

- (イ) その年中に特定口座における株式等の譲渡しかなく、その年分の確定申告書に、上

記口の明細書に代えて「特定口座年間取引報告書」（2以上の特定口座がある場合には、それぞれの特定口座に係る特定口座年間取引報告書及びこれらの特定口座年間取引報告書の合計表。以下同じ。）を添付する場合　その「特定口座年間取引報告書」

(ロ) その年中に特定口座における株式等の譲渡とそれ以外の株式等の譲渡があり、その年分の確定申告書に、記載を省略した上記口の明細書と「特定口座年間取引報告書」とを添付する場合　その上記口の明細書及び「特定口座年間取引報告書」

なお、税務署長は、上記の確定申告書の提出がなかった場合又は上記の添付がない確定申告書の提出があった場合であっても、その提出若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、上記の書類等の提出があった場合に限り、繰越控除を適用することができます(措法37の12の2⑨)。

(4) 他の規定との調整等

申告分離課税の対象となる「上場株式等に係る配当所得の金額」は、この繰越控除の適用後の金額となります(措法37の12の2⑩、平成20年改正法附則32③)。

なお、上記1(4)後段の損益通算制度に係る記述（所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金額」等）については、繰越控除の適用をする場合は損益通算の適用をする場合と異なり、繰越控除の適用前の金額が基礎となるので注意が必要です(措法37の12の2⑩では措法8の4③の読み替えをしていません)。